

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第74号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
2	<p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を、45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として県人事委員会規則で定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。）

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を、55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として県人事委員会規則で定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とす

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して38,300円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～7 [略]

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業

る。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して35,000円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～7 [略]

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業

及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の

及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として県人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「3歳に満たない子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に

午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 [略]
(休暇)

第26条の12 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

2 [略]

ある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 [略]
(休暇)

第26条の12 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 [略]

3 (扶養手当)

第22条 [略]

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) [略]

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

(扶養手当)

第22条 [略]

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) [略]

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第27条第3項に規定する行政職8級職員等に相当する

4 [略]

第23条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を県教育委員会に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、

ものとして県人事委員会規則で定める職員（以下「特定教育職4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 [略]

第23条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その

扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある特定教育職4級職員が特定教育職4級職員以外の職員となった場

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として県人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）のある職員が、当該子を養育すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(勤勉手当)

合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で特定教育職4級職員以外のものが特定教育職4級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）のある職員が、当該子を養育すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1 から別表第3 までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,900	193,400	229,900	263,400	289,700	320,600
	2	144,000	195,200	231,600	265,400	291,900	322,800
	3	145,200	197,000	233,100	267,200	294,200	325,100
	4	146,300	198,900	234,700	269,300	296,300	327,300
	5	147,400	200,500	236,200	271,100	298,400	329,500
	6	148,500	202,300	237,900	273,000	300,700	331,600
7	149,600	204,100	239,400	274,900	303,000	333,800	

8	150,700	205,900	241,000	277,100	305,200	336,000
9	151,800	207,600	242,500	279,200	307,300	338,100
10	153,300	209,500	244,000	281,200	309,700	340,300
11	154,600	211,300	245,600	283,300	311,900	342,400
12	155,900	213,100	247,000	285,300	314,200	344,700
13	157,200	214,500	248,500	287,400	316,300	346,600
14	158,700	216,300	250,000	289,500	318,400	348,600
15	160,200	218,000	251,300	291,500	320,700	350,700
16	161,800	219,800	252,700	293,500	322,800	352,700
17	163,100	221,600	254,300	295,500	324,900	354,600
18	164,700	223,300	256,000	297,500	326,900	356,600
19	166,200	224,900	257,700	299,700	329,000	358,400
20	167,700	226,500	259,500	301,700	331,000	360,300
21	169,100	228,000	261,100	303,700	333,000	362,300
22	171,800	229,700	262,900	305,800	335,100	364,200
23	174,400	231,400	264,700	307,800	337,100	366,300
24	177,100	233,000	266,400	310,000	339,200	368,200
25	179,800	234,300	268,400	311,800	340,700	370,200
26	181,500	235,800	270,300	313,900	342,700	372,100
27	183,200	237,200	272,100	316,000	344,600	374,100
28	184,900	238,500	273,900	318,000	346,500	376,200
29	186,400	239,800	275,700	319,900	348,200	377,700
30	188,300	241,000	277,600	322,000	350,100	379,500
31	190,100	242,000	279,500	324,100	352,000	381,300
32	191,800	243,300	281,200	326,200	353,900	382,900
33	193,400	244,600	282,900	327,600	355,800	384,700
34	194,900	245,800	284,800	329,600	357,600	386,100
35	196,400	247,000	286,700	331,600	359,400	387,700
36	198,000	248,300	288,600	333,700	361,100	389,300

37	199,300	249,200	290,200	335,600	362,500	390,700
38	200,600	250,600	291,900	337,500	363,800	391,900
39	201,900	252,000	293,700	339,500	365,300	393,100
40	203,200	253,600	295,500	341,400	366,700	394,200
41	204,500	255,000	297,200	343,400	368,000	395,300
42	205,800	256,400	299,000	345,300	368,900	396,500
43	207,100	257,800	300,600	347,100	370,000	397,700
44	208,400	259,100	302,200	349,000	371,100	398,900
45	209,700	260,300	303,900	350,500	371,900	399,600
46	211,000	261,600	305,600	351,900	372,800	400,300
47	212,300	263,000	307,200	353,400	373,700	401,000
48	213,600	264,400	309,000	355,000	374,600	401,700
49	214,700	265,700	310,100	356,600	375,500	402,300
50	215,800	266,800	311,600	357,400	376,400	402,900
51	216,800	268,100	313,100	358,600	377,200	403,400
52	217,900	269,400	314,700	359,600	378,000	403,800
53	219,000	270,400	316,300	360,500	378,700	404,200
54	220,000	271,500	317,900	361,600	379,400	404,500
55	221,000	272,800	319,500	362,500	380,100	404,800
56	222,000	274,100	321,100	363,600	380,800	405,100
57	222,600	275,200	322,600	364,500	381,300	405,400
58	223,500	276,300	323,800	365,300	381,900	405,700
59	224,300	277,300	325,000	366,000	382,500	406,000
60	225,200	278,400	326,200	366,700	383,200	406,300
61	225,900	279,600	326,900	367,100	383,600	406,600
62	226,900	280,600	327,800	367,700	384,300	406,900
63	227,700	281,500	328,600	368,400	384,900	407,200
64	228,600	282,500	329,400	369,100	385,500	407,500

65	229,300	283,200	330,300	369,400	385,900	407,800
66	230,100	284,100	330,700	370,100	386,500	408,100
67	231,100	284,800	331,500	370,800	387,100	408,400
68	232,200	285,700	332,300	371,500	387,800	408,700
69	232,900	286,800	333,100	371,800	388,200	408,900
70	233,600	287,600	333,800	372,400	388,700	409,200
71	234,200	288,400	334,500	373,100	389,200	409,500
72	235,000	289,200	335,200	373,700	389,800	409,900
73	235,800	290,000	335,700	374,000	390,100	410,100
74	236,500	290,500	336,300	374,600	390,500	410,400
75	237,200	290,900	336,800	375,300	390,900	410,700
76	237,800	291,400	337,400	375,900	391,300	410,900
77	238,500	291,500	337,700	376,400	391,600	411,100
78	239,300	291,900	338,200	376,900	391,900	
79	240,100	292,100	338,600	377,500	392,200	
80	240,800	292,500	339,100	378,000	392,500	
81	241,500	292,700	339,500	378,500	392,700	
82	242,300	292,900	340,000	379,100	393,000	
83	243,000	293,300	340,500	379,600	393,300	
84	243,700	293,600	341,000	379,900	393,500	
85	244,300	293,900	341,300	380,300	393,700	
86	245,000	294,200	341,700	380,800	394,000	
87	245,700	294,500	342,200	381,200	394,300	
88	246,400	294,900	342,700	381,600	394,500	
89	247,100	295,200	343,000	382,000	394,700	
90	247,600	295,600	343,400	382,500	395,000	
91	248,000	295,900	343,900	382,900	395,300	
92	248,500	296,300	344,300	383,300	395,500	

93	248,800	296,400	344,500	383,600	395,700
94		296,600	344,900	384,100	396,000
95		297,000	345,400	384,500	396,300
96		297,400	345,800	384,900	396,500
97		297,700	345,900	385,200	396,700
98		298,000	346,400	385,700	
99		298,400	346,800	386,100	
100		298,800	347,100	386,500	
101		299,000	347,400	386,800	
102		299,300	347,800		
103		299,700	348,200		
104		300,000	348,600		
105		300,200	349,100		
106		300,500	349,500		
107		300,900	349,900		
108		301,200	350,300		
109		301,400	350,800		
110		301,800	351,200		
111		302,200	351,500		
112		302,500	351,800		
113		302,600	352,300		
114		302,900			
115		303,200			
116		303,600			
117		303,800			
118		304,000			
119		304,300			
120		304,600			

	121		305,000				
	122		305,200				
	123		305,500				
	124		305,800				
	125		306,100				
再任用職員		188,600	216,300	256,700	276,300	291,500	317,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	156,600	172,600	262,300	291,600	409,500
	2	158,100	174,700	264,800	294,200	411,100
	3	159,600	176,900	267,200	297,100	412,600
	4	161,100	179,100	269,500	299,700	414,100
	5	162,800	181,100	272,100	302,200	415,500
	6	164,800	183,300	274,500	304,600	416,900
	7	166,600	185,500	276,800	306,900	418,400
	8	168,400	187,800	279,000	309,300	420,000
	9	170,200	190,100	281,300	311,800	421,500
	10	172,300	192,900	283,600	314,400	422,900
	11	174,300	195,600	286,000	317,100	424,300
	12	176,400	198,400	288,300	320,000	425,600
	13	178,400	201,300	290,700	322,600	426,900
	14	180,600	203,000	292,800	324,600	428,300
	15	182,800	204,700	294,700	326,600	429,700
16	185,000	206,400	296,700	328,900	431,100	

17	187,400	208,200	299,000	331,100	432,300
18	190,000	210,000	301,500	333,400	433,700
19	192,500	211,700	304,000	335,700	434,900
20	195,000	213,300	306,700	337,800	436,200
21	197,500	215,100	309,000	340,100	437,300
22	199,300	217,000	311,700	342,300	438,500
23	201,000	218,900	314,000	344,700	439,800
24	202,700	220,900	316,700	347,000	441,100
25	204,200	222,600	319,300	348,900	442,400
26	205,800	224,600	321,700	350,700	443,700
27	207,400	226,600	324,100	352,600	444,700
28	208,900	228,600	326,300	354,600	445,800
29	210,700	230,500	328,600	356,400	447,000
30	212,400	233,300	330,600	358,200	447,800
31	214,100	236,000	332,900	359,900	448,600
32	215,800	238,700	335,100	361,800	449,500
33	217,300	241,300	337,100	363,400	450,400
34	219,000	244,200	339,200	365,200	450,900
35	220,800	246,800	341,300	366,900	451,400
36	222,500	249,500	343,400	368,700	451,900
37	224,000	252,000	345,400	370,600	452,400
38	225,700	254,600	347,300	372,100	
39	227,400	257,100	349,300	373,600	
40	229,100	259,400	351,200	375,200	
41	230,700	262,100	353,000	376,500	
42	232,500	264,500	354,900	377,900	
43	234,100	266,800	356,700	379,300	
44	235,700	269,000	358,400	380,800	
45	237,400	271,200	360,200	382,300	

46	238,900	273,400	361,900	383,900
47	240,300	275,600	363,400	385,500
48	241,700	277,700	365,100	387,000
49	243,200	280,000	366,400	388,500
50	244,600	282,000	367,900	390,000
51	246,100	283,900	369,500	391,500
52	247,300	285,900	371,100	392,900
53	248,400	287,800	372,600	394,100
54	249,800	290,200	374,100	395,400
55	251,000	292,500	375,600	396,500
56	252,200	295,000	377,200	397,600
57	253,400	297,100	378,700	399,100
58	254,700	299,700	380,100	400,300
59	255,800	302,000	381,500	401,500
60	257,000	304,700	382,800	402,800
61	258,400	307,100	383,700	404,000
62	259,600	309,600	384,900	405,000
63	260,800	312,100	386,100	406,400
64	261,700	314,400	387,300	407,700
65	262,700	316,700	388,200	408,900
66	264,100	318,900	389,400	410,100
67	265,600	321,100	390,400	411,300
68	267,100	323,300	391,500	412,400
69	268,700	325,500	392,700	413,400
70	270,200	327,600	393,700	414,600
71	271,700	329,800	394,800	415,800
72	273,100	331,900	396,000	417,000
73	274,200	334,000	397,000	417,600
74	275,400	336,100	398,100	418,400

75	276,800	338,300	399,300	419,100
76	278,000	340,500	400,400	419,600
77	279,400	342,300	401,300	419,900
78	280,500	344,300	402,200	420,300
79	281,700	346,200	403,200	420,700
80	282,900	348,000	404,200	421,200
81	284,100	349,800	405,000	421,500
82	285,000	351,600	405,800	421,900
83	286,200	353,200	406,500	422,300
84	287,500	355,100	407,300	422,600
85	288,500	356,400	408,000	422,900
86	289,400	358,000	408,800	423,300
87	290,300	359,500	409,500	423,700
88	291,300	361,000	410,300	424,000
89	292,400	362,400	410,900	424,300
90	293,300	363,700	411,600	424,600
91	294,200	365,200	412,100	424,900
92	295,100	366,600	412,800	425,100
93	295,500	368,100	413,200	425,300
94	296,200	369,400	413,600	
95	296,900	370,700	413,900	
96	297,800	371,900	414,200	
97	298,600	372,900	414,500	
98	299,400	373,900	414,800	
99	300,200	374,900	415,100	
100	300,900	375,900	415,300	
101	301,800	376,900	415,500	
102	302,300	377,900	415,800	
103	302,800	378,900	416,100	

104	303,300	379,900	416,300
105	303,500	380,700	416,500
106	303,900	381,600	416,800
107	304,200	382,500	417,100
108	304,400	383,500	417,300
109	304,600	384,300	417,500
110	304,800	385,300	417,800
111	305,100	386,300	418,100
112	305,400	387,400	418,300
113	305,600	388,000	418,500
114	305,800	388,900	418,800
115	306,000	389,800	419,100
116	306,300	390,700	419,300
117	306,600	391,500	419,500
118	306,900	392,200	
119	307,200	393,000	
120	307,500	393,800	
121	307,600	394,400	
122	307,800	395,200	
123	308,100	395,900	
124	308,400	396,600	
125	308,600	397,200	
126		397,900	
127		398,500	
128		399,100	
129		399,800	
130		400,400	
131		400,900	
132		401,400	

	133		401,700			
	134		402,000			
	135		402,300			
	136		402,600			
	137		402,900			
	138		403,200			
	139		403,500			
	140		403,800			
	141		404,100			
	142		404,400			
	143		404,700			
	144		405,000			
	145		405,200			
	146		405,500			
	147		405,800			
	148		406,000			
	149		406,200			
	150		406,500			
	151		406,800			
	152		407,000			
	153		407,200			
	154		407,500			
	155		407,800			
	156		408,000			
	157		408,200			
再任用職員		226,400	272,700	300,000	326,500	408,000

備考1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	147,800	186,000	221,800	248,100
	2	149,200	187,700	223,400	249,500
	3	150,600	189,300	225,000	250,700
	4	152,000	190,900	226,600	252,100
	5	153,300	192,400	228,000	253,300
	6	155,100	194,000	229,600	254,600
	7	156,800	195,600	231,100	255,800
	8	158,500	197,100	232,800	256,900
	9	160,200	198,800	234,100	258,200
	10	161,900	200,500	235,600	259,200
	11	163,600	202,100	237,000	260,200
	12	165,500	203,800	238,200	261,200
	13	167,000	205,400	239,900	262,500
	14	168,900	207,000	241,300	264,000
	15	170,900	208,600	242,600	265,700
	16	172,800	210,300	244,000	267,200
	17	174,700	211,800	245,100	268,700
	18	176,700	213,400	246,300	270,500
	19	178,500	215,100	247,500	272,300
20	180,400	216,800	248,700	274,100	

21	182,300	218,100	250,100	276,000
22	183,800	219,600	251,100	277,800
23	185,300	221,100	252,100	279,600
24	186,900	222,600	253,200	281,300
25	188,500	224,000	254,500	283,100
26	190,000	225,400	255,900	285,000
27	191,500	226,700	257,300	287,000
28	192,900	228,000	258,800	288,800
29	194,400	229,400	260,200	290,800
30	195,700	230,800	261,900	292,600
31	197,000	232,400	263,600	294,400
32	198,400	233,800	265,300	296,300
33	199,800	235,100	266,800	298,100
34	201,200	236,400	268,600	299,800
35	202,600	237,400	270,300	301,600
36	204,000	238,700	272,000	303,400
37	205,100	240,100	273,500	304,900
38	206,400	241,400	275,200	306,600
39	207,700	242,600	277,000	308,200
40	209,100	243,900	278,600	309,900
41	210,300	245,200	280,300	311,700
42	211,500	246,400	281,900	313,400
43	212,700	247,600	283,600	315,000
44	213,900	248,700	285,300	316,700
45	215,100	249,800	286,900	317,800
46	216,200	251,200	288,600	319,200
47	217,200	252,700	290,300	320,800
48	218,300	254,200	291,900	322,400
49	219,300	255,800	293,300	323,800

50	220,400	257,200	294,900	325,100
51	221,300	258,600	296,300	326,300
52	222,300	259,900	298,000	327,600
53	222,900	261,000	299,400	328,700
54	223,800	262,400	300,900	329,700
55	224,500	263,800	302,300	330,800
56	225,500	265,200	303,800	331,900
57	226,200	266,200	305,000	332,400
58	227,100	267,500	306,200	333,300
59	227,800	268,800	307,400	334,100
60	228,600	270,100	308,900	335,000
61	229,500	271,000	310,200	335,800
62	230,300	272,200	311,400	336,100
63	231,300	273,500	312,700	336,700
64	232,400	274,800	313,900	337,400
65	233,000	275,900	315,300	338,000
66	233,800	277,000	316,100	338,700
67	234,600	278,000	316,900	339,400
68	235,400	279,100	317,700	340,100
69	236,100	280,200	318,300	340,800
70	236,800	281,200	319,000	341,300
71	237,500	282,300	319,700	341,900
72	238,100	283,400	320,400	342,600
73	238,800	284,200	321,100	342,900
74	239,600	284,900	321,300	343,500
75	240,400	285,400	321,900	344,000
76	241,100	286,200	322,500	344,600
77	241,800	287,100	323,100	345,100
78	242,400	287,700	323,600	345,600

79	243,000	288,300	324,100	346,100
80	243,600	288,900	324,600	346,500
81	243,900	289,600	325,200	346,800
82	244,300	290,100	325,700	347,100
83	244,700	290,500	326,100	347,500
84	245,100	290,900	326,600	347,800
85	245,500	291,100	327,100	348,300
86		291,300	327,500	348,600
87		291,500	327,700	348,900
88		291,700	328,100	349,200
89		292,100	328,500	349,600
90		292,300	328,900	349,900
91		292,500	329,300	350,300
92		292,700	329,700	350,600
93		293,100	330,000	351,000
94		293,300	330,200	351,300
95		293,500	330,600	351,600
96		293,800	330,900	351,900
97		294,200	331,200	352,200
98		294,500	331,500	352,600
99		294,700	331,800	353,000
100		295,000	332,100	353,400
101		295,300	332,300	354,000
102		295,500	332,600	354,400
103		295,700	333,000	354,800
104		296,000	333,200	355,200
105		296,300	333,300	355,700
106			333,600	
107			334,000	

	108			334,200	
	109			334,400	
	110			334,800	
	111			335,200	
	112			335,600	
	113			335,800	
再任用職員		189,600	216,400	244,900	258,400

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成29年1月1日から、表3の項の改正部分並びに附則第5項及び第6項の規定は同年4月1日から施行する。
- この条例（表2の項及び3の項の改正部分を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(平成28年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 平成28年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第10号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（

以下この項及び次項において「改正後の条例」という。) 第23条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第22条第3項及び第23条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第27条第3項に規定する行政職8級職員等に相当するものとして県人事委員会規則で定める職員(以下「特定教育職4級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第23条第1項	その旨 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。) (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
第23条第3項	次の各号のいずれか においては、その その日が の改定	第1号、第2号若しくは第5号 又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの これらの日が の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある

職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第23条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第22条第3項及び第23条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条第3項	扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。） （教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第27条第3項に規定する行政職8級職員等に相当するものとして県人事委員会規則で定める職員（以下「特定教育職4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号	扶養親族 、同項第2号
第23条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第5号

（県人事委員会規則への委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。